

平成27年9月30日

内閣府消費者委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見について

平成27年9月1日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 27 年 9 月

## 消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

## . 消費者契約法の見直しに当たって前提とすべき基本的な考え方

情報技術通信の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況への変化を踏まえつつ、法の実効性を確保する観点から、また、法施行後の裁判例等を踏まえ、消費者契約において問題となる事例に適切に対処する観点から、同法の規律等の在り方を検討する方向性について異論はない。

今回の検討が、諮問にある観点や、消費者契約法専門調査会の審議等において示された問題のある事例等(立法事実)に対して適切に対処することを目的とするならば、現状、問題があるとはまでは検証されていない消費者契約一般にまで及ぶような規律の見直しを行う理由はなく、そうした契約一般まで適用範囲を広げることで、かえって「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会」(消費者基本法第2条第1項)を含めた消費者利便を損ない、国民経済の健全な発展を阻害する懸念がある。また、今般の検討において、立法技術等により、問題が生じていない契約一般にも及ぶような規律とならざるを得ない場合には、当然ながら見直し自体行うべきものではない(「 . 」の各論点に係る検討においても同様)。

「中間とりまとめ」3頁に記載のとおり、「消費者契約法は、個別の業法との関係では、消費者契約に関する一般法に当たり、「消費者契約法の規定は消費者契約一般に当てはまる民事ルールとして取引の適正性を図ろうとするもの」であることを鑑み、検討に当たっては、個別の業法で設ける規律と、一般法としての消費者契約法で設ける規律の違いをしっかりと認識する必要があるものと考え。

とりわけ金融分野に関しては、個別の業法や監督指針や各種マニュアル等にもとづき、金融当局が適切に監督・指導を行うとともに、社会経済状況の変化等を踏まえながら、適時に個別の業法等の見直しが行われている。業種により、業法による規律や当局の監督・指導の状況は異なり、また消費者問題の程度も異なること等を踏まえ、個別の規律は、原則として個別の業法等に委ね、消費者契約法は、あらゆる業種に汎用的な規律に限定すべきだと考える。

## 各論点に係る意見

### 第2 総則

#### 1. 「消費者」概念の在り方(法第2条第1項)

[今後の検討の方向性(「中間取りまとめ」の「ウ」部分(以下同じ。))]

「消費者」概念の在り方については、法の適用の前提となるものであり、その範囲を明確に定める必要がある中で、問題となる場合においても、法の適切な解釈・適用により相応に対処できるものと考えられる。他方で、実質的には消費者の集合体にすぎない団体と事業者との間の契約のうち、現行法を形式的に適用すると事業者間契約となるが、実質的には消費者契約とみるべき場合に関しては、法を適用することを可能とする観点から、法を改正して「消費者」概念を拡張することも考えられる。この点については、明確な基準が設定できるかどうかを含めて引き続き検討すべきである。なお、裁判例を逐条解説等で紹介するなど、法の適切な解釈・適用に資する取組を進めることも重要である。

[意見]

「消費者」概念に関して、裁判例を逐条解説等で紹介するなど、法の適切な解釈・適用に資する取組を進めることは重要であり、その取組自体には賛同するが、「消費者」概念の拡張に当たって、合理的かつ明確な基準が設定できない場合は、「消費者」概念を拡張すべきではない。

例えば、「実質的には消費者の集合体にすぎない団体」に係る基準にしてみても、何を実質とするかなど、消費者契約法の規律において明確かつ詳細に規定することは困難であると考えられる。また、仮に明確な基準が設定できず、取引当事者双方の解釈等に相違が生じる懸念が常に存在する状況が生じるのであれば、概念の拡張自体見送られるべきである。

個別の取引毎に、基準に該当するかどうかを実質的に確認する必要性が生じるとなれば、取引毎に掛かるコスト(金銭的費用、取引に要する時間等)は増加し、消費者にとっても不利益となり、取引の安定性や経済活動そのものを阻害する懸念がある。

#### 2. 情報提供義務(法第3条第1項)

[今後の検討の方向性]

情報提供義務違反の効果として損害賠償を定めることについては、消費者契約一般に通用する情報提供義務の発生要件の在り方について、慎重に検討する必要がある。まずは、一定の事項の不告知による意思表示の取消しの規律を検討した上で、必要に応じ、更に情報提供義務違反の効果は損害賠償と定める規定を設けるべきかどうかを検討することが適当である。

[意見]

消費者契約一般に通用する情報提供義務の発生要件の検討は慎重に行うべきであり、一般原則である信義則によって柔軟かつ適切な解決が図れることも踏まえるべきである。また、各業法等において定める情報提供義務の規律等との関係を十分に踏まえるべきである。

上記を十分に踏まえた検討がなされずに立法された場合、契約締結時の実務や提供義務の解釈等において混乱が生じる懸念もある。契約一般における実務等を十分に踏まえ、消費者および事業者双方にとって過度な負担が生じないよう検討すべきである。

#### 4. 消費者の努力義務(法第3条第2項)

[今後の検討の方向性]

法第3条第2項については、現時点では、同項の規定を削除しないこととするのが適当である。

[意見]

**規定を削除しないことが適当だと考える。**  
消費者と事業者の間には情報・交渉力の格差が存在するとは言え、契約の一当事者として、消費者にも一定程度の責任を分担すべきと考えられ、契約内容を理解する努力を消費者に求める規律まで削除することは適切ではない。

### 第3 契約締結過程

#### 1. 「勧誘」要件の在り方(法第4条第1項、第2項、第3項)

[今後の検討の方向性]

事業者が、当該事業者と消費者との間のある特定の取引を誘引する目的をもってした行為については、それが不特定の者を対象としたものであっても、それを受け取った消費者との関係では、個別の契約を締結する意思の形成に向けられたものと評価することができると考えられる。そこで、事業者が、当該事業者との特定の取引を誘引する目的をもってする行為をしたと客観的に判断される場合、そこに重要事項についての不実告知等があり、これにより消費者が誤認をしたときは、意思表示の取消しの規律を適用することが考えられるが、適用対象となる行為の範囲については、事業者に与える影響等も踏まえ、引き続き検討すべきである。

[意見]

**事業者との特定の取引を誘引する目的をもってする行為をしたと判断する際の客観的要件は、明確に定めるべきであり、適用対象となる行為の範囲に関しては、事業者に与える影響等を十分に勘案して検討されるべきである。**  
特に、広告等においては、スペースや時間などの制約の下、消費者にできるだけ分かりやすく情報を伝達する必要がある中で、本規律の厳格な運用は、提供する情報の分かりやすさの観点から却って消費者利便を損なう懸念があり、その点につき十分留意のうえ、検討すべきである。

#### 2. 断定的判断の提供(法第4条第1項第2号)

[今後の検討の方向性]

裁判例や消費生活相談事例において、財産上の利得に影響しない事項が問題となる典型的な事例は、瘦身効果や成績の向上その他の商品・役務の客観的な効果・効能が問題となるものであるが、これは現行法上の不実告知として捉えられる場合もあると考えられる。また、運命・運勢などの客観的でない効果・効能が問題となる事例については、消費者の心理状態を利用して不必要な契約を締結させた場合に問題となることが多いことから、まずは、後述の第3の5において、そうした場合に対処することができる規定を設けることを検討することとするのが適当である。その上で、それでもなお財産上の利得に影響しない事項や「将来における変動」が問題とならない事項についても対象にする必要があると考えられる場合には、その方策を検討すべきである。な

お、その際には、立法的な措置のほか、現行法の文言を維持した上で、断定的判断の提供の対象が必ずしも財産上の利得に影響を及ぼす事項に限定されるわけではないことを逐条解説等に適切に記載することも考えられる。

【意見】

現行法の文言を維持したうえで、かつ断定的判断の提供の対象が必ずしも財産上の利得に影響を及ぼす事項に限定されるわけではないことを逐条解説等に適切に記載することを検討すること自体に異論はない。検討に際しては、「金融商品の販売等に関する法律」(以下「金販法」という。)で規律する「断定的判断の提供等の禁止」との関係性など、関係法令の規律を十分に踏まえるべきである。

### 3. 不利益事実の不告知(法第4条第2項)

〔今後の検討の方向性〕

そこで、裁判例の状況を踏まえ、不実告知型と不告知型とに類型化して検討するのが適当である。

【意見】

類型化して検討すること自体には賛成するが、類型化は、容易かつ実務に支障が生じないかたちでできることが望ましく、また、客観的かつ明確な要件によって行われる必要がある。類型化自体が困難である場合や、類型化が事業者の実務等に大きな影響等を与える場合には、類型化を含め、見直し自体行うべきではない。

#### (1) 不実告知型

〔今後の検討の方向性〕

不実告知型については、先行行為として告げた利益と告げなかった不利益事実とは表裏一体で一つの事実と見ることができることからすると、利益となる旨だけを告げることは、不利益事実が存在しないと告げることと同じであると考えることができる。そこで、不実告知(法第4条第1項第1号)と同視して取り扱うこととし、不実告知において事業者の主観的要件を要求していないこととの均衡から、故意要件を削除するのが適当である。また、事業者の免責事由(法第4条第2項ただし書)に相当する規定を設けるかどうかについては、引き続き検討すべきである。

【意見】

法第4条第1項第1号に規定の不実告知は重要事項に対するものである一方、本件は不利益事実に対するものと、規律の対象が異なり、その点に十分に留意する必要がある。

具体的に言うと、不利益事実については、消費者が置かれている状況や社会情勢、経済環境の変化等により、将来にわたり消費者にとって真に不利益かどうかの判別は難しく、そうした中で故意要件を削除した場合に、事業者側の情報提供は極めて慎重なものにならざるを得なくなることから、故意要件は削除すべきでないとする。

なお、念のために付言すると、「不実告知型」における故意要件が削除される場合、不実告知

(法第4条第1項第1号)の対象が「重要事項」に限定されている一方、「不実告知型」は「重要事項に関連する事項」についても対象とされていることから、(これが「利益となる旨」の目的に関するものである(その範囲に限定されている)としても、)不相当に不実告知という取消対象行為類型を拡張させる結果とならないか、当該行為類型との関係も整理・精査のうえ、検討されるべきである。

また、消費者との無用なトラブルを回避する観点から、事業者の免責事由に相当する規定も必要と考える。

「利益となる旨だけを告げることは、不利益事実が存在しないと告げることと同じ」とあるが、必ずしもそうとは言えないケースも考えられる。すなわち、告知済の利益(金融分野で言えば、例えば、「利回りの向上」等)と告知されない不利益(例えば、(通常の実務上、告知されないことはまずないものの、机上の例として)解約制限・運用期間の長期化等)とは、必ずしも表裏一体とは言えない別の関係・事象であり得る。また、「利回りの向上」に関していえば、金利や為替等の状況により様々な商品(およびその組合せ)を通じて、複線的に斯種「利益」を実現できる一方、リスク(「不利益」)も多様となることから、利益の告知が直ちに不利益事実の不存在となるとは必ずしも言えない。

加えて、例えば、消費者が合理的に認識、受容する程度の軽微な不利益事実をあえて省略することにより、消費者に商品内容を分かりやすく伝えるという事業者側の配慮を無視する考え方とも言える。かかる点を踏まえ、不実告知型の要件については慎重に検討する必要がある。

## (2) 不告知型

[今後の検討の方向性]

不利益事実の不告知のうち、不告知型については、裁判例や特定商取引法の類例を踏まえ、事業者の予測可能性を確保するため、不告知が許されない事実の範囲を適切に画した上で、先行行為要件を削除することが考えられる。この場合、仮に不実告知及び不実告知型の不利益事実の不告知との関係で「重要事項」の概念(法第4条第4項)を拡張するとしても、不告知型との関係ではこれを拡張しないこととする等、不告知が許されない事実の範囲について、引き続き実例を踏まえ検討すべきである。

[意見]

不告知型について規律を設ける場合、(1)同様、故意要件は必要と考える一方、過失または重過失に広げることは、事業者のコストが甚大となり、消費者にコストを転嫁せざるを得ないこともあり得ることから、適当ではないと考える。

重要事項の明確化の方針自体には賛成するが、これを不用意に拡張する結果、その範囲が不明確にならないよう慎重に議論されるべきである。

## 4. 「重要事項」(法第4条第4項)

[今後の検討の方向性]

「重要事項」の適用範囲を明確にしつつ、かつ、裁判例の状況及び特定商取引法の規定を踏まえ、「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を現行法第4条第4項所定の事由に追加して列挙することで、事業者が消費者に対して契約を締結する必要があると誤認させるような不実告知等を行う場合も契約

の取消しを可能にすることが適当と考えられる。さらに、当該消費者契約の締結が消費者に有利であることを裏付ける事情(例えば、事業者が消費者に一般市場価格は購入価格よりも大幅に高いことを説明した事例における一般市場価格などが想定される。)や、当該消費者契約の締結に伴い消費者に生じる危険に関する事項等を列挙することのほか、列挙事由を例示として位置付けることも考えられるところであり、引き続き検討すべきである。

【意見】

**重要事項は各業態等によって異なることからしても、当該業態の特性等を踏まえて、各業法等による規律が適当であると考えられる。金融分野における一定の商品等は、金販法に定める重要事項の説明が求められており、特定商取引法のみならず、様々な検討を経て制定されている各種法令等の規律との関係等も踏まえ、消費者契約一般を規律すべきか検討されるべきである。**

5. 不当勧誘行為に関するその他の類型

(1) 困惑類型の追加

〔今後の検討の方向性〕

執拗な電話勧誘については、自宅や勤務先といった生活・就労の拠点で電話による勧誘を受け続けることは、現行法で取消事由とされている不退去又は監禁と同様に、当該勧誘から逃れるためにやむなく消費者が契約を締結したという状況にあるとも言い得る。もっとも、現在、特定商取引法の見直しに関し、電話勧誘販売における勧誘に関する規制の在り方について検討されていることから、その状況等を注視しつつ、必要に応じ、検討すべきである。

他方、威迫による勧誘については、「威迫」(脅迫に至らない程度の人に不安を生じさせる行為)によって消費者が困惑し、契約を締結した場合について、消費者の保護を図る観点から、適用範囲を明確にしつつ取消事由として規定することが適当である。

【意見】

**執拗な電話勧誘に関する規律は、特定商取引法の見直しの状況等を注視しつつ、必要に応じ、検討するとの方向性に賛成するが、同規律は、電話勧誘販売に特化した規律が規定されている特定商取引法において規律されるべきと考える。**

(2) 不招請勧誘

〔今後の検討の方向性〕

いわゆる不招請勧誘について、その不意打ち的な性質から生ずる問題点を踏まえ、消費者契約法に規律を設けることも考えられるが、現在、特定商取引法の見直しに関し、訪問販売及び電話勧誘販売における勧誘に関する規制の在り方について検討されていることから、その状況等を注視しつつ、事例の集積等を待って、必要に応じ、検討すべきである。

【意見】

**今後、特定商取引法の見直しに係る検討の「状況等を注視しつつ、事例の集積等を待って、必**

要に応じ、検討すべき」とのことであるが、不招請勧誘に関する規律の検討に当たっては、消費者が現在認識していないニーズを事業者が顕在化させることはあり得、かかる消費者にとっての便益の受益機会が不当に制限される(事業者が不相当に萎縮する)ことがないように慎重に議論されるべきと考える。

### (3) 合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させる類型

[今後の検討の方向性]

事業者が消費者の判断力の不足等を利用して不必要な契約を締結させるという事例について、一定の手当てを講ずる必要性があることについては特に異論は見られなかった。その一方で、規定を設けるとしても、適用範囲を明確にしなければ、事業者の事業活動を過度に制約したり、事業活動を委縮させたりすることにもなりかねない。そこで、消費者の置かれた状況や契約を締結する必要性について、一般的・平均的な消費者を基準として判断することや、そのような消費者の状況を事業者が不当に利用した場合を規律の対象にすることなど、適用範囲の明確化を図りつつ消費者を保護する観点から規定を設けることについて、引き続き実例を踏まえて検討すべきである。

[意見]

判断力や知識・経験の程度は消費者によって様々であり、また事業者が提供する商品・サービスによっても必要となる消費者の判断力や知識・経験は異なり、その程度は様々である。そうした中、本規律については原則として個別の業法に委ねるべきと考える。例えば、金融商品取引法では「一般的・平均的な消費者を基準として判断する」ものとは異なる「適合性の原則」の規律が働いており、「一般的・平均的な消費者を基準として判断する」規律が消費者契約法で設けられた場合、金融機関としては異なる2つの規律の間で行動が過剰に制限されるおそれがある。一方、金融商品の契約に当たり適当と考える「適合性の原則」の規律を、消費者契約一般に適用することについては慎重な検討が必要とも考える。

上述のとおり消費者の状況や、事業者が提供する商品・サービスは様々であること、また消費者契約法は一般法としての色彩があることから、仮に、消費者契約法で規律を設ける場合にも、「一般的・平均的な消費者を基準として判断する」のではなく、「判断能力を有さない消費者」等、ミニマムスタンダードを意識した限定的な消費者を対象とした規律とすることが適当であり、それ以上の規律については個別の業法に委ねるべきと考える。なお、その場合も、対象の範囲は明確に規定すべきである。

「消費者が合理的な判断を行うことができない事情を利用して」という行為類型について、具体的な限定を図るための議論がなされているとはいえ、依然として抽象的なものに留まっているように感じられる。事業者にとって十分な予測可能性が確保されるべく、要件は可能な限り具体化されるべきであり、具体化が困難であれば、規律の導入は慎重であるべきである。また、「合理的な判断を行うことができない事情」の有無を事業者側において判定するために、消費者にとっての機微情報まで聴取することが必要になり得る事態もあり得、却って消費者に不利益となり得ることも想定される。



## 6. 第三者による不当勧誘(法第5条第1項)

[今後の検討の方向性]

悪質な事例において、契約相手である事業者と勧誘をする第三者との間の委託関係の立証が困難なケースがあることから、委託関係にない第三者による勧誘(この場合の「勧誘」の意義は、現行法のものを維持することが考えられる。)であっても、事業者が、当該第三者の不当な勧誘をしたこと及びそれに起因して消費者が誤認又は困惑し意思表示をしていることを知っていた場合に、消費者に取消権を認めることについて、引き続き検討すべきである。また、それを知っていた場合に取消権を認めるとすれば、それを知ることができた場合にも取消権を認めるべきか否かについても併せて検討すべきである。

なお、現行法第5条第1項にいう「媒介」の意義については、必ずしも契約締結の直前までの必要な段取り等を第三者が行っていなくてもこれに該当する可能性がある旨を逐条解説等において適切に記載すべきである。

[意見]

**事業者は、委託関係にない第三者に対する監督責任等は負わず、そうした第三者の不当勧誘行為を含むあらゆる行為を把握することは極めて困難であることからしても、委託関係にない第三者による不当勧誘を「知ることができた」場合にまで適用範囲を広げることは、極めて慎重な検討が必要である。**

**「知ることができた場合」の要件は、コンプライアンス上一定の調査義務を課すものと同視されかねず、事業者の実務に大きな負荷を課すことのないものとされるべきであり、仮にそうした要件の設定が困難である場合は、取消権を認めるべきではない。**

## 8. 法定追認の特則

[今後の検討の方向性]

消費者が、不当勧誘に基づいて契約を締結した後、事業者から求められて代金を支払ったり、事業者から商品を受領したりした場合に一律に法定追認が認められるとすると、取消権を付与した意味がなくなりかねない。その一方で、法定追認事由が生じた場合には、契約が取り消されることはない信頼した相手方事業者の取引の安全にも配慮する必要もあると考えられるが、事業者の側に取消原因に当たる不当勧誘行為があることが前提となっていることも考慮する必要がある。以上を踏まえると、消費者契約において特に問題となると考えられるのは民法第125条第1号に掲げられた「全部又は一部の履行」であることから、消費者契約法に基づく取消権との関係では、同号についてのみ、民法の法定追認の規定を適用しないこととするか、あるいは、消費者が取消権を有することを知った後でなければ法定追認の効力が生じないこととするかについて、これらの当否も含め引き続き検討すべきである。

[意見]

**消費者が取消権を有することを知った後でなければ法定追認の効力が生じないとした場合、消費者が取消権を有することの「知った・知らない」を巡る紛争が増加する懸念があるほか、「知った」ことの立証について、契約当事者の双方がどのように責任を負うのか不明確である。また、消費者から「知らなかった」ことを一方的に主張された場合も含め、事業者はその消費者の内心を把握・立証等することは極めて困難であり、慎重に検討を行うべきである。**

**金融分野の商品は、その性格上、運用の不調等により損失が生じる商品が多数ある中、好調な時期は契約に従った個別取引を行い、不調な時期に入ると取消権を行使する、といったモラルハザードを助長する懸念がある。**

## 第4 契約条項

[意見(契約条項の検討に係る全般的な意見)]

不当条項の検討に当たっては、例えば、ある条項は取引当事者の一方に不利益だが、他の条項がもう一方に不利益になっていることにより、契約全体としては合理的である、ということがあり得る。よって、1つの条項のみを取り出して不当かどうかを論じること自体に慎重であるべきである。

### 2. 損害賠償額の予定・違約金条項(法第9条第1号)

#### (1) 「解除に伴う」要件の在り方

[今後の検討の方向性]

損害賠償額の予定をすることによって事業者が不当な利得を得るべきではないことは、契約の解除に伴わない場合においても同様と考えられること、特に消費貸借における期限前弁済については、実質的に契約を終了させる点で契約の解除の場合と差異がなく、約定利息相当額又は利息制限法所定の利率を超える利息相当額を予定している場合には現行法第10条により無効となるという裁判例もある。これらを踏まえ、契約の解除に伴わない損害賠償額の予定条項についても、実質的に契約が終了する場合には規律の対象となるよう規定を見直すことを検討すべきである。

[意見]

契約の解除に伴う場合も、契約の解除は伴わないが実質的に契約が終了する場合も、事業者には損害が生じることを踏まえ、規定の見直しに当たっては、当該損害により、事業者による消費者への商品・サービスの提供が委縮されないよう、十分に配慮すべきと考える。

[影響を及ぼす金融商品・サービス(例示)]

#### 「(当初)固定金利型消費者向けローン」

上記商品は、消費者が一定期間借入を継続することを前提に、借入金利を当該期間固定化して貸付を受けられる設計としており、借入金が当該期間を経過する前に消費者から償還された場合は、事業者には損失が発生する(当該損失は、必ずしも当該期間借入を継続したことによって得られたであろう利息相当(逸失利益)を意味するものではない)。期限前弁済および条件変更を制限する条項は、そうした商品設計を踏まえて盛り込んでいるものであり、仮に当該条項が不当条項とされた場合は、同商品の提供が困難となり、現在、消費者が同商品を利用することで得ている便益を失いかねない。

#### (2) 「平均的な損害の額」の立証責任

[今後の検討の方向性]

損害賠償額の予定又は違約金として定められた額が「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を超えることの立証のために必要な資料は、主として事業者が保有していると考えられることからすると、その立証責任を事業者に転換することも考えられるが、企業活動の実態に関する証拠を提出することによる企業秘密に対する影響や、証拠の収集・保存や訴訟における立証等において事業者が生じるコストにも配慮する必要がある。

現行法の下で、最高裁は、消費者に立証責任があるとした上で、事実上の推定が働く余地があるとしていることからすると、同種事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分が立証されれば、それから当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分を推認することができる場合もあると考えられる。この点を踏まえ、消費者の立証の困難性を緩和するため、同種事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分を当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分と推定する規定を設けることを含め、検討すべきである。

【意見】

**同種事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分を当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分と推定する規定について、同種とはいえども事業者によってコスト構造(例えば、企業規模等による固定費の違いや資金調達コスト等)は異なるものと考えられることから、その点も十分配慮をすべきと考える。**

そもそも金融商品を念頭に置いた場合、市況や調査コスト等が常態的に変動していることから、同一消費者・同一事業者間における同一商品であっても、解約に係るコストは時期によって区々となり得る。「平均的な損害の額」の概念は、こうした事業者が提供する商品の属性等も踏まえたうえで、慎重に議論されるべきと考える。

#### 4. 不当条項の類型の追加

##### (1) 消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項

〔今後の検討の方向性〕

消費者の解除権・解約権を放棄させる条項については、解除権・解約権を制限する条項との区別を明確にした上で、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、これを例外なく無効とする規定を設けることについて、引き続き検討すべきである。その際、放棄させようとしている解除権・解約権として、解釈上認められるものも含めるか、法律の明文で認められるものに限るかについても、これらを区別する理由とともに、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討すべきである。

消費者の解除権・解約権を制限する条項については、どのような場合に当該条項を無効とする規定を設けるのが適切かについて、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討すべきである。その際には、当該条項が法第 10 条後段の要件に当たる場合に無効とするという考え方、及び、当該条項を原則として無効としつつ、当該条項を定める合理的な理由がありそれに照らして内容が相当である場合には例外的に有効とするという考え方のほか、当該条項を設ける合理的な理由の有無・内容や、当該条項の内容の相当性についての立証責任を事業者だけに課すものではないこととする考え方も含めて、検討すべきである。

【意見】

**本条項は、消費者の不利益、事業者の実務等の影響を十分に勘案し、慎重に検討すべきである。**

仮に本条項を一律に無効とした場合、提供が困難となる金融商品・サービス等は多数あり、結果として、消費者の選択肢を狭め、消費者に不利益を与えることになるような規律の見直しは行うべきではない。

【影響を及ぼす金融商品・サービス(例示)】

**「金利を固定化させた貸付」、「固定金利を変動金利に変更する特約の解約制限」、「個人向け国債」、「定期預金」等**

上記商品を提供する金融機関は、金利の固定化を実現するため、期限前弁済および条件変更を制限する条項を盛り込んだ契約を締結しており、仮に当該条項が不当条項とされた場合、同商品の提供自体が困難となり、現在、消費者が同商品を利用することで得ている便益を失いかねない。

(2) 事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項

【今後の検討の方向性】

事業者本来認められない解除権・解約権を付与し又は事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項についても、どのような場合に当該条項を無効とする規定を設けるのが適切かについて、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討すべきである。その際には、当該条項が法第10条後段の要件に当たる場合に無効とするという考え方、及び、当該条項を原則として無効としつつ、当該条項を定める合理的な理由がありそれに照らして内容が相当である場合には例外的に有効とするという考え方のほか、当該条項を設ける合理的な理由の有無・内容や、当該条項の内容の相当性についての立証責任を事業者だけに課すものではないこととする考え方も含めて、検討すべきである。

【意見】

**本条項は、消費者の不利益、事業者の実務等の影響を十分に勘案し、慎重に検討すべきである。**

**例外的に有効とする考え方を採用するならば、例えば、銀行取引における預金規定等に規定する反社会的勢力排除条項等は、当該条項を定める合理的な理由があると考えられ、こうした条項までも無効とする規律とならないような検討が必要。また、反社会的勢力排除条項等の性格等も踏まえ、当該条項等を設ける合理的な理由の有無等に係る立証責任を事業者だけに一方的に課さないといった考え方を採用すべきである。**

【影響を及ぼす金融商品・サービス(例示)】

**「一般的な預金取引等を含む銀行取引全般」(各種預金規定、銀行取引約定書等)**  
銀行取引全般における各種規定等には、反社会的勢力排除条項等を規定している。

(3) 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項

【今後の検討の方向性】

消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項についても、どのような場合に当該条項を無効とする規定を設けるのが適切かについて、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討すべきである。その際には、当該条項が法第10条後段の要件に当たる場合に無効とするという考え方、及び、

当該条項を原則として無効としつつ、当該条項を定める合理的な理由がありそれに照らして内容が相当である場合には例外的に有効とするという考え方のほか、当該条項を設ける合理的な理由の有無・内容や、当該条項の内容の相当性についての立証責任を事業者だけに課すものではないこととする考え方も含めて、検討すべきである。

【意見】

**本条項は、消費者の不利益、事業者の実務等の影響を十分に勘案し、慎重に検討すべきである。**  
仮に本条項を一律に無効とした場合、例えば、相当程度の頻度で反復的に行う取引の際にも、消費者は都度意思表示をすることが求められる可能性があり、消費者および事業者双方ともに取引自体のコスト増を負担することになれば、消費者は結果として著しい不利益を被ることになると懸念する。

【影響を及ぼす金融商品・サービス(例示)】

**銀行取引全般(現時点では必ずしも明らかではないものの、該当する可能性を考慮)**

銀行取引は、日常、反復継続的に行われており、仮に同取引において消費者の一定の作為または不作為をもって意思表示があったものと擬制する取引があった場合、店頭や電話等による意思表示の確認を都度行う必要が生じ、日常生活(就業中やインターネット等を使用した深夜の時間帯等も含む)において、相当程度の頻度で消費者に確認を行う事態が生じる懸念がある。

- (4) 契約文言の解釈権限を事業者のみに付与する条項、及び、法律若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項

【今後の検討の方向性】

解釈権限付与条項については、決定権限付与条項との区別を明確にすることができるか否かを踏まえた上で、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、これを例外なく無効とする規定を設けることについて、引き続き検討すべきである。

決定権限付与条項については、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項の実務上の必要性やこれを無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、一定の場合には当該条項を無効とする規定を設けることも含め、引き続き検討すべきである。また、その場合には、当該条項が法第10条後段の要件に当たる場合に無効とするという考え方、及び、当該条項を原則として無効としつつ、当該条項を定める合理的な理由がありそれに照らして内容が相当である場合には例外的に有効とするという考え方のほか、当該条項を設ける合理的な理由の有無・内容や、当該条項の内容の相当性についての立証責任を事業者だけに課すものではないこととする考え方も含めて、検討すべきである。

【意見】

**本条項は、消費者の不利益、事業者の実務等の影響を十分に勘案し、慎重に検討すべきである。**

## (5) サルベージ条項

[今後の検討の方向性]

サルベージ条項を無効とする規定を設けることについては、問題となった実例等を調査した上で、引き続き検討すべきである。

[意見]

本条項に関しては、問題となった実例等を十分に調査したうえで、慎重に検討すべきである。問題となる実例等に適切に対処するべく見直しを検討する中で、立法事実が存在しない契約等にまで規律を及ぼすことになる場合は、当然ながら同契約への規律の適用は除外すべきであり、立法技術等により除外する規律を設けること自体が困難である場合には、見直し自体を行うべきではない。

## 第5 その他の論点

### 1. 条項使用者不利の原則

[今後の検討の方向性]

事業者は、自ら契約条項を準備し使用している以上、できる限りその内容を明確にすべきであり、条項が多義的であることによるリスクは事業者が負うことが公平に合致すると考えることもできるところ、この問題は、特に、不特定多数の者を相手方として用いられる定型約款（新民法第548条の2第1項）で顕著に現れるものと考えられる。

そこで、消費者契約に該当する定型約款の条項について、契約によって企図した目的、慣習及び取引慣行等を斟酌しながら解釈により合理的にその意味を明らかにすることがまずは試みられるべきであるが（これを契約解釈の方法として一般的に認められるものという意味で「通常の方法による解釈」と呼ぶことも可能であると思われる。）、それでもなお複数の解釈が可能であるときは、事業者（定型約款準備者）にとって不利に解釈しなければならないとする規律を設けることが考えられる。なお、定型約款に限らず、事業者によって一方的に準備作成された条項や個別交渉を経なかった条項についても適用すべきとの意見もあったことも踏まえ、これらについて、引き続き検討すべきである。

[意見]

消費者契約に該当する場合のみ本原則を適用とした場合、一般事業者を取引相手とした契約における解釈と相違が生じる可能性があり、同一の商品・サービスでありながら、実務対応等を変更せざるを得ない可能性が高く、実務に極めて大きな負荷・支障が生じる懸念がある。また、「通常の方法による解釈」における「通常の方法」は、客観的かつ明確である必要があり、当該方法自体に解釈の余地を持たせた場合、複数の解釈が可能である旨を当該方法毎に主張できることになり、実務に混乱が生じる可能性がある。更に、「それでも複数の解釈が可能であるときは、事業者にとって不利に解釈しなければならないとする規律」とした場合、事業者の想定を超えた解釈が適用され、モラルハザードが生じる懸念もある。こうした懸念等が生じないかたちでの立法が困難であるならば、本原則に係る規律は設けるべきではない。

【影響を及ぼす金融商品・サービス(例示)】

**預金取引全般**

以 上